

犬や猫と快適に暮らすための ガイドライン

《はじめに》犬や猫などのペットは、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在です。しかし、飼い方や接し方を誤ると周囲に迷惑をかけ、トラブルに発展する場合があります。これからペットを飼おうとしている方、すでにペットを飼っている方、ペットを飼っていない方それぞれが正しい考え方を知り、お互いに快適に暮らすことができるまちの実現を目指しましょう



令和7年10月 苫小牧市

これからペットを飼おうとしているみなさんへ

○ 飼う前に慎重に検討・家族に相談しましょう

ペットの飼育には、日々のエサ代や医療費などお金の負担がかかるほか、ペットの飼育をはじめる前には、室内環境、家族のアレルギーの有無、自身の仕事や生活サイクルで無理がないかなど、冷静に確認する必要があります。同居している家族等にも相談した上で、本当にペットを飼っていけるか考えましょう

	 犬 1 頭あたり 平均月額※	 猫 1 頭あたり 平均月額※
エサ代・医療費等	9 千円	7 千円
火葬費用	2 万 7 千円	1 万 4 千円

※エサ代・医療費等にはトリミング代、消耗品費等を含む。金額は民間企業の調査による。火葬費用は令和5年4月現在市内 A 社合同火葬の場合。他に犬の場合、登録手数料3千円（一生に一度）などが必要

○ マイクロチップの装着が義務化されています

令和4年6月から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫にマイクロチップを装着することが義務化されました。ペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には、ご自身の情報に変更する必要があります。さらに、他者から犬や猫を譲り受けて、その犬や猫にご自身が獣医師に依頼してマイクロチップを装着した

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の web サイト

<https://reg.mc.env.go.jp/>



場合には、ご自身の情報の登録が必要です。マイクロチップの新規登録、登録情報の変更等は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のweb サイトから手続きが可能です（装着、新規登録、登録変更には費用がかかります）

マイクロチップ装着費用 3,000～5,000 円程度（病院により異なります）

新規登録・所有者変更登録 それぞれオンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円



○ 動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物愛護管理法により、ペット（愛護動物）をみだりに殺し、または傷つけた者、ペットを虐待した者、ペットを遺棄した者は懲役または罰金に処されます。飼い主には、ペットの命が終わるまで責任を持って適切に飼育する「終生飼育」が求められます。遺棄や虐待、飼い主の都合で処分される犬や猫を無くしましょう



罰則の対象（動物愛護管理法による）	罰則
ペット（愛護動物）をみだりに殺し、または傷つけた者	5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金
ペットを虐待した者（暴行、飼育放棄、不適切な多頭飼育、劣悪な環境での飼育等）	1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
ペットを遺棄した者	1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

犬も猫も必要な医療、予防接種・定期健診などをしっかり受けさせましょう

○ 犬を飼うときの注意点

① 犬の登録と狂犬病の予防注射の接種は狂犬病予防法に定められた義務です！！

犬の飼い主は、犬を飼いはじめた日※から 30 日以内に、市に登録を申請し、交付された鑑札を犬に装着しなければなりません。また、生後 91 日以上の子犬については、動物病院で毎年 1 回の狂犬病予防注射を受けさせ、交付された注射済票を装着する必要があります。違反すると狂犬病予防法により 20 万円以下の罰金に処されることがあります

※生後 90 日以内の子犬を飼いはじめた場合は、生後 90 日を経過した日

犬の飼い主の 3 つの義務 → 違反すると 20 万円以下の罰金

- 1 犬を飼いはじめる際の登録（各犬一生に一度の登録）
- 2 毎年 1 回の狂犬病予防注射接種（生後 91 日以上の子犬）
- 3 鑑札と注射済票の装着（犬に装着）

また、犬を飼育する場所（自宅など）の出入口など見やすい場所に、『犬門標』を表示する必要があります



苫小牧市犬鑑札



注射済票



犬門標

②犬はしっかりつないで飼いましょう

犬は鎖などでつなぐか、柵、ケージの中で飼いましょう。つなぐ際には、犬が敷地の外や歩道などに接し通行人に危害を加えたり、脱走しないように注意しましょう。散歩をするときには、犬が苦手な方への配慮も忘れずに、リード（引き綱）を短く持ち、確実に犬を制御できる方が散歩させましょう。違反すると、市の条例※に基づき 10 万円以下の罰金又は科料に処される場合があります



※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例

③ふん・尿の後始末をしっかりしましょう



犬の飼育場所はふん・尿による悪臭や抜け毛などで近所迷惑にならないように清潔・快適な環境を維持しましょう。また、散歩の際には袋を持参し、ふんは必ず持ち帰り、尿はペットボトルなどで持参した水で洗い流しましょう。ふんを放置するなど人に迷惑をかけた場合、市の条例※に基づき、5 万円以下の罰金または科料に処される場合があります

※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例

④鳴き声の原因に気づきましょう

犬はうれしいときや悲しいときにはほえる動物ですが、必要以上にほえる場合、必ず原因があります。しつけ、運動不足、病気、犬小屋の設置場所、近所の犬に反応するなど、鳴き声の原因は様々ですが、まず何が原因なのか、近所に迷惑をかけていないかを考えてみましょう。また、多頭飼育により鳴き声が大きくなるなどの問題も発生しています。飼育環境や周辺的环境にも気を配り、適正飼育を心がけましょう



⑤ドッグランを利用しましょう

犬が自由に走り回り運動できるドッグランを利用しましょう。ドッグランは、飼い主と愛犬が楽しく遊べる施設です。利用する方々が仲良く譲り合い、良識あるマナーで事故のないよう楽しく利用しましょう



北光町未来の森公園ドッグラン施設概要

- ・所在地 苫小牧市北光町1丁目
- ・中型、大型犬用スペース 2,090 平方メートル
- ・小型犬用スペース 1,060 平方メートル
- ・犬用トイレ、犬用水飲み場、駐車場 17 台
- ・入場・利用無料、利用登録制

利用時間等 4/1～11/30 9時～17時

必ず利用ガイドラインを守りましょう



利用ガイドライン

○ 猫を飼うときの注意点



① 猫は室内で飼いましょう

猫は室内だけで暮らすことができます。室内飼育により周囲に迷惑をかけないばかりでなく、大切な愛猫を感染症や交通事故などから守り、迷い猫になることを防止するなどの利点があります。室内と室外の出入りが自由な「放し飼い」はやめましょう

② 望まない繁殖を防ぎましょう

猫は繁殖力が強い動物です。1年に2～3回出産できるため、すぐに増えてしまいます。避妊手術や去勢手術をすることで、望まない繁殖による野良猫の増加を防ぎましょう。環境省は、計算上1匹のメス猫が3年後には2,000匹以上に増えると試算しています



キャンプ、アウトドアへの猫の連れ出しに注意！脱走、行方不明等が発生しています

○ 動物取扱業者は法令を守り、正しい飼い方を伝えましょう

動物取扱業者は、狂犬病予防法や動物愛護管理法はもちろんのこと、建築基準法、下水道法、廃掃法、市の条例等関係法令を遵守し、専門家として飼い主やこれからペットを飼おうと考えているみなさんに、正しいペットの飼い方を伝えましょう

○ 動物病院・獣医師のみなさんへのお願い — 国・道・市への協力 —

動物病院・獣医師のみなさんには、国・北海道・市が実施する動物愛護、適正飼育などに関する周知・啓発などの取組への協力をお願いします

○ 災害でペットを守ることができるのは飼い主だけです

災害発生時は飼い主による「自助」が基本となります。避難所へのペット同行避難は可能ですが、避難所では動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮が求められることから、**ペットと人が同じスペースで過ごすことはできません**。飼い主はまず自分の安全を確認し、そのうえで、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する責務があります。

○ 平常時の対策

- 住まいや飼養場所の防災対策
- ペットのしつけと健康管理
(ケージなどの中に入ることをいやがらないように、日ごろから慣れさせておくことが重要です)
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
(ケージ、ペットフード、給餌用品やペットシートなど動物の健康や命に係わるものを優先的に持ち出しましょう。目安としては、家族にペットを預ける場合の用品が避難用品となります)
- 避難所や避難ルート確保などの準備
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

○ 災害発生時に飼い主が行うべき行動

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの順守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）



ペットの災害対策



環境省ホームページ

人とペットの災害対策
ガイドライン〈一般飼い主編〉



環境省作成

○ 野良猫への無責任なエサやりはやめましょう

屋外の野良猫にエサを与えることは、周囲へのふん・尿などにより迷惑をかけることや、望まない繁殖を助長することにつながります。野良猫への無責任なエサやりはやめましょう



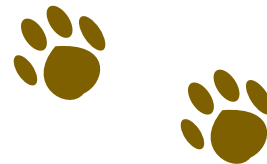
○ エサやりする場合は

野良猫にエサを与えることで飼い主同様の責任を負うこととなります。エサを与える場合は、繁殖しないように不妊去勢手術及び、給餌やトイレを自宅敷地内に設置し、周辺に説明した上で管理しましょう。

○ 迷い犬、ペットの遺棄などを見つけたら

迷い犬や、あきらかなペットの遺棄（捨て犬、捨て猫）などを見つけた場合は、警察に連絡しましょう

苫小牧警察署 35-0110（代表）



チェックシート

○ これからペットを飼おうと考えている方のためのチェックシート

- ☐ 同居する家族のアレルギー、室内の環境などを確認した
- ☐ 自身の仕事、生活サイクルなども十分に確認した
- ☐ ペットを飼うことを同居する家族等に相談して了承を得た
- ☐ ペットの飼育には経済的な負担を伴うことを理解し、飼育に必要な費用を負担していけることを確認した
- ☐ 新たに犬や猫を飼う場合、マイクロチップの装着及び登録が義務となっていることを理解した
- ☐ 犬を飼う場合、登録と狂犬病の予防注射、犬への鑑札・注射済票の装着が義務であることを理解した
- ☐ 犬の散歩時には、ふん・尿の処理を適切に行う必要があることを理解した
- ☐ 猫を飼う場合、室内飼いが基本であることを理解した
- ☐ ペットの遺棄や虐待が犯罪であることを理解した
- ☐ ペットは終生飼育が基本であり、飼い主は、ペットが生涯を終えるまで責任を持って飼わなければならないことを理解した



○ 犬を飼っている方のためのチェックシート

- ☐ 市への登録、犬への毎年の狂犬病予防注射と鑑札・注射済票の装着が義務であること、また、飼育場所の出入口などに犬門標を表示する必要があることを理解し、適切に対応している
- ☐ 望まない繁殖を防止するためには繁殖制限（避妊・去勢手術）が有効であることを理解している
- ☐ 犬の散歩時には、ふん・尿の処理を適切に行う必要があることを理解し、対応している
- ☐ （屋外で飼う場合）犬は鎖などでつなぐか、柵、ケージの中で飼い、つなぐ際には、犬が敷地の外や歩道などに接し通行人に危害を加えたり、脱走しないように注意している
- ☐ 飼っている犬が必要以上にほえないように、周辺環境や飼育環境に気を配るとともに、散歩やドッグラン等で適切に運動をさせている
- ☐ ペットの遺棄や虐待が犯罪であることを理解しており、適切に犬を飼っている
- ☐ 既に飼っている犬について、マイクロチップの装着が努力義務となっていることを理解している
- ☐ ペットは終生飼育が基本であり、飼い主は、ペットが生涯を終えるまで責任を持って飼わなければならないことを理解している



○ 猫を飼っている方のためのチェックシート

- ☐ 猫は繁殖力の強い動物であり、望まない繁殖を防止するためには繁殖制限（避妊・去勢手術）が有効であることを理解している
- ☐ 猫を飼う場合、猫の安全・健康面からも室内飼いが基本であることを理解し、適切に飼育している（屋外飼育、放し飼い、屋内と屋外の行き来をさせていない）
- ☐ ペットの遺棄や虐待が犯罪であることを理解しており、適切に猫を飼っている
- ☐ ペットは終生飼育が基本であり、飼い主は、ペットが生涯を終えるまで責任を持って飼わなければならないことを理解している



○ 市民のみなさんのためのチェックシート

- ☐ 様々な問題、トラブルの原因となるため、屋外にいる猫に対する無責任なエサやりは行っていない
- ☐ ペットの遺棄や虐待が犯罪であることを理解している
- ☐ ペットの遺棄や虐待を見かけたら、警察に連絡することを理解している

○ ペットを飼う前に確認していただきたい参考動画

環境省「ほんとうに飼えるかな？」



環境省「ペットを飼う責任と覚悟」



《おわりに》

このガイドラインは、飼い主はもとより、これに関わる動物取扱業者や動物病院、保護活動を行う団体などの関係者、また、ペットを飼っていない方も含め、すべての苫小牧市民が、犬や猫と快適に暮らすために作成したものです。

互いの立場を思いやり、心地よい関係を構築できるよう、このガイドラインを遵守し、よりよいまちづくりに努めましょう。



本資料に関する問い合わせ先

苫小牧市 環境衛生部環境生活課

電話 32-6333



公式ホームページ